

## 東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げます

◇義援金総額（平成 23 年 3 月 14 日～平成 24 年 2 月 29 日）  
244 万 1,744 円（町と議員の義援金は含まれていません）

継続支援をお願いします

日本赤十字社は、東日本大震災で被災された方などへの義援金募集を 9 月末まで延長しました。訓子府町の窓口の町社会福祉協議会でも 9 月 30 日まで義援金をお受けしています。町民の皆さんの変わらぬ継続支援をお願いいたします。

### 町と町議会 継続支援の声明文

#### 義援金 200 万円の補正予算可決

町と町議会は、東日本大震災発生から 1 年を迎えた 3 月 11 日、議会本会議場で「東日本大震災被災者への継続支援に関わる声明」を発表し、

被災された方へあらためてお見舞い申し上げるとともに復興への支援を誓いました。

この日、議会本会議を開会し、昨年 3 月に続き町からの義援金 200 万円（昨年 300 万円）を送る補正予算を可決しました。

本会議終了後、震災発生時刻の 14 時 46 分に議員、町理事者が黙とうを行いました。

総務課交通防災係（☎ 47-2112 役場 2 階 窓口 10 番）

### 4 月 6 日から「春の全国交通安全運動」

新入学・新入園の時期を迎え、4 月 6 日(金)から 15 日(木)までの 10 日間、交通安全を訴える「春の全国交通安全運動」が実施されます。ドライバーは、子どもを見かけたら安全運転に

### 子どもたちを交通事故から守りましょう

心がけ、周りの大人は正しい交通マナーを示してあげましょう。

交通事故に遭わない、起こさないよう交通安全の大切さを家庭や職場で話し合しましょう。

### 4 月 20 日(金)～30 日(月) 春の火災予防運動

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすくなることから、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動初日の 20 日には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

#### 野火にも注意しましょう！

野火も多発する季節です。タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。

田畑での枯草焼きなどを行うときは、事前に消防署訓子府支署（☎ 47-2419）に届け出をするとともに、消火の準備を行い、その場から離れず、火災にならないように注意しましょう。また、煙による交通の妨げにも注意しましょう。

### 火災予防七つのチェックポイント

- ・寝たばこは、絶対にしない
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ・子どもたちには、マッチやライターで遊ばせない
- ・寝具、衣類およびカーテンなどは、できるだけ防炎品を使用する
- ・ストーブには、燃えやすい物を近づけない
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

#### 実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

○実施期間 4 月 1 日(日)～ 20 日(金)

■ 問合せ 消防署訓子府支署（☎ 47-2419）

# 路線バス高齢者利用支援事業

## 利用登録のお知らせ

- 対象 訓子府町民で、満 75 歳以上の方（通院、買い物など、どのような目的でも利用できます）
- サービス内容 北見バスの訓子府町内⇄置戸緑清園、訓子府町内⇄北見バスターミナルの区間が、300 円で利用できます。  
※北見発～置戸着といった利用はできません。300 円を超えた運賃は町が負担します。

### ■ 利用登録の流れ ■ 【高齢者ハイヤー利用サービスに】

登録している方は

「登録証」をそのまま利用できますが、利用券の申請が必要です。（高齢者ハイヤー利用サービスの申請と同時に申請できます。）

※申請時に印鑑が必要です。

※満 75 歳に達する月の、前の月の 15 日から申請できます。利用券は、年間 48 枚（1 か月当たり 4 枚× 12 か月）が上限となり、登録した月から 3 月までの月数に 4 を乗じた数が交付上限枚数となります。

登録していない方は

- ①役場の窓口申請書を提出します。  
窓口：役場 2 階 企画財政課
- ②役場から「登録証」と「利用券」を後日郵送します。  
※ご本人が申請に来られない場合は、代理申請もできます。

### ■ 利用登録に必要なもの ■

- ①顔写真（縦 3.5cm × 横 2.5cm）  
※申請時に無料で撮影もできます。
- ②印鑑（認印）
- ③身分証明書  
（健康保険証・運転免許証等）

### 利用の仕方など

- ①「登録証」と「利用券」を持ってバスに乗ってください。  
※「利用券」は 1 回の乗車につき 1 枚必要です。（往復すると 2 枚必要です）
  - ②バスに乗った時に、入口で「整理券」を必ずとってください。
  - ③降りるときに「整理券」、「利用券」、「300 円」を運賃箱に入れてください。  
※料金は、運賃表示額にかかわらず 300 円を現金で支払ってください。
- 普通運賃で、現金利用の場合のみ有効です。（バスカードは利用できません）
  - 「登録証」は、常に携帯し乗務員から提示を求められた場合に提示してください。
  - 「登録証」や「利用券」を忘れた場合、「整理券」を取り忘れた場合はサービスを受けられない場合があります。
  - 「利用券」は、月あたりの使用枚数の制限はありません。

### 通院バス運賃補助を廃止します

路線バス高齢者利用支援事業の実施に伴い、平成 21 年度から実施している通院バス運賃補助は、3 月 31 日で廃止になりました。ただし、3 月 31 日までの通院分は助成対象となりますので、ご利用の方はお早めに申請にお越しください。（バスにより通院した月から 6 か月を経過すると助成対象外になります）  
※通院バス運賃補助とは→通院目的で月 3 回以上路線バスを利用した場合、運賃の 1/4 を助成する制度。

■ 申込み・問合せ 企画財政課（☎ 47-2115 役場 2 階 窓口 12 番）